

公文書一部開示決定通知書

蘭 総 号
令和 5 年 7 月 5 日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



令和 5 年 6 月 2 4 日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第 13 条第 3 項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	湯里駐車公園前の町有地（字湯里 353 番 3）の貸出しに関する全ての書類。ただし、前回開示を受けた 2020（R3）年 12 月 3 日以降の書類のみ。		
2 開示の方法	☒ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 郵送		
3 開示の日時	令和 5 年 7 月 日	午前 午後	時 分
4 開示の場所	蘭越町役場		
5 開示しない部分の概要及び理由	概 要	個人の氏名、印影、住所、所属団体に関する情報	
	理 由	蘭越町情報公開条例第 8 条第 1 号該当	
6 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日		
7 担 当 課 等	総務課管財係（TEL55-6832）		
8 備 考	電子メールにて送付		

注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。

2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。